

津 市 公 報		第 6 4 号 平成 2 0 年 8 月 2 0 日 水 曜 日
目 次		
規 則		
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市会計規則の一部を改正する規則		
告 示		
国民健康保険被保険者証の無効		
道路の区域変更		
道路の供用開始		
保管した屋外広告物		
公 告		
農業振興地域整備計画の変更		
津市職員採用試験の実施		
開発行為に関する工事の完了		
津市農用地利用集積計画		
犬の抑留		
犬の抑留		
犬の抑留		
犬の抑留		
専任教員の募集		
市税コンビニエンスストア収納代行業務委託の公募型プロポーザルの実施		
選挙管理委員会告示		
中勢用土地利用改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数		
中勢用土地利用改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任		
中勢用土地利用改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任		
中勢用土地利用改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示		
大里土地利用改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数		
大里土地利用改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任		
大里土地利用改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任		
大里土地利用改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示		
大里土地利用改良区総代会総代選挙における選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者の選任		
水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事業者の指定		
津市水道局指定給水装置工事業者の休止		
水道局公告		
事後審査型条件付一般競争入札の執行		
消防本部公告		
津市消防職員採用試験の実施		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 5 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 50 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 16 条」を「第 15 条」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「心身障害者及び」を「障害者及び」に改め、同号ア中「を超える」を「以上である」に改め、同号イ中「心身障害者」を「障害者」に、「を超える」を「以上である」に改め、同項第 2 号ア及びイ、第 3 号並びに第 4 号中「を超える」を「以上である」に改める。

第 6 条第 1 号イただし書中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条第 2 号イただし書を削る。

第 8 条の 2 を削る。

第 9 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

第 10 条中「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 4 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第 13 条中「第 10 条」を「第 9 条」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「第 11 条」を「第 10 条」に改める。

第 1 号様式中「

1
心障

」を「

1
障害

」に、「

障害	65 心障
----	-------

」を「

精神	65 障害
----	-------

」に改める。

第 3 号様式その 1（表）中「心身障害者」を「障害者」に改め、同様式その 2（表）中「65 歳以上重度」を「65 歳以上障害」に改め、同様式その 6（表）中「障害者」を「精神障害者」に改める。

第 7 号様式中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第 9 号様式及び第 10 号様式中「第 10 条」を「第 9 条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

福祉医療費受給資格証交付申請書

申請書番号

区分	1	2	3	4	5	6	届出年月日				年	月	日	
	障害	一人親等	乳幼児	妊娠婦	精神	65障害	取得年月日				年	月	日	
受給資格証番号					親子区分		有効期間				年	月	日	
対象者	氏名	(フリガナ)				性別	男・女	生年月日	年		月	日	津市使用欄	
	住所													
申請事由	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
配偶者又は保護者	氏名					対象者からみた続柄			津市使用欄					
	住所	電話												
扶養義務者	氏名					対象者からみた続柄			津市使用欄					
	住所	電話												
加入医療保険	被保険者証記号・番号	記号				番号								
	被保険者(組合員・世帯主)	氏名					対象者からみた続柄			津市使用欄				
		住所												
	対象者の資格取得(認定)年月日	年				月	日	資格区分	1	2	3	4		
						本人	家族	退本人	退扶養					
	発行機関(保険者)	所在地												
名称		国民健康保険 健康保険組合 広域連合 社会保険事務所 共済組合 支部												
保険者番号(左づめ)					種別	1	2	3	4	5	6	7		
					国保	政管	組合	日雇	船員	共済	後期			
振込口座	銀行 信用金庫 農協 店 支店 出張所				(フリガナ)									
	口座名義人													
預金種別	普通・総合当座	口座番号(左づめ)												
口座名義人が申請者と異なる場合に記入してください。 福祉医療費の受領を上記口座名義人に委任します。住所 氏名 ㊞														

上記のとおり申請します。医療費助成に関する所得状況等の必要事項を調査することを承諾します。

年 月 日
(あて先) 津市長

申請者
(保護者等)

住所
氏名 ㊞

（表）

津市福祉医療費受給資格証		障害者	
受給資格証番号			
受給資格者	住所		
	フリガナ		性別
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
加入医療保険	記号・番号		
	被保険者氏名 (組合員・世帯主)		
	名称等		
	保険者番号		
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
年 月 日 三重県 津市長			
印			

（裏）

注 意 事 項
1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。 2 この証は、診療等を受けるときに、医療保険証と一緒に医療取扱機関等の窓口へ提出してください。 3 診療等を受けたときは、医療取扱機関等に一部負担金を支払ってください。 4 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりません。 5 この証を汚したり、又は失ったときは、再交付を受けてください。 6 有効期間を経過したときは、速やかに津市に返してください。 7 住所、加入している医療保険等に変更があったときは、津市に届け出てください。 問い合わせ先 津市（名称）部（名称）課（名称）担当 電話

（表）

津市福祉医療費受給資格証		65歳以上障害	
受給資格証番号			
受給資格者	住所		
	フリガナ		性別
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
加入医療保険	記号・番号		
	被保険者氏名		
	名称等		
	保険者番号		
有効期間		年 月 日 から 年 月 日まで	
年 月 日 三重県 津市長			
印			

（裏）

注 意 事 項
1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。 2 この証は、200床以上の病院で診療等を受けるときに、医療保険証と一緒に医療取扱機関等の窓口に提出してください。 3 診療等を受けたときは、医療取扱機関等に一部負担金を支払ってください。 4 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりません。 5 この証を汚したり、又は失ったときは、再交付を受けてください。 6 有効期間を経過したときは、速やかに津市に返してください。 7 住所、加入している医療保険等に変更があったときは、津市に届け出てください。 問い合わせ先 津市（名称）部（名称）課（名称）担当 電話

（表）

津市福祉医療費受給資格証		精神障害者	
受給資格証番号			
受給資格者	住所		
	フリガナ		性別
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
加入医療保険	記号・番号		
	被保険者氏名 (組合員・世帯主)		
	名称等		
	保険者番号		
医療機関名			
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
年 月 日 三重県 津市長			
印			

（裏）

注 意 事 項
1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。 2 この証は、入院のときに、医療保険証と一緒に医療取扱機関等の窓口提出してください。 3 診療等を受けたときは、医療取扱機関等に一部負担金を支払ってください。 4 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりません。 5 この証を汚したり、又は失ったときは、再交付を受けてください。 6 有効期間を経過したときは、速やかに津市に返してください。 7 住所、加入している医療保険等に変更があったときは、津市に届け出てください。 問い合わせ先 津市（名称）部（名称）課（名称）担当 電話

福祉医療費領収証明書 （あて先）津市長 ※該当する番号を 1 障害者 ○で囲んでください。 2 一人親家庭 3 乳幼児 4 その他				
受給資格証番号	氏名	性別	生年 月 日	
		男・女	年 月 日	

医療費証明書（第三者行為及び後期高齢者医療該当者を除く。）				
診療年月	年 月	年 月	年 月	年 月
一部負担割合	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継
病院診療科名	科	科	科	科
病院診療科コード				
入院・外来区分	入院 ・ 外来	入院 ・ 外来	入院 ・ 外来	入院 ・ 外来
入院診療実日数	日	日	日	日
保険請求点数(額)	(円) 点	(円) 点	(円) 点	(円) 点
公費・ <u>⑧</u> 区分				
公費請求点数	点	点	点	点
公費・ <u>⑧</u> 一部負担額	円	円	円	円
食事療養	保険請求分	円	円	円
	標準負担分	円	円	円
	公費請求分	円	円	円
	公費標準負担分	円	円	円
処方せん発行区分	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
証明書料	円			

上記のとおり診療を行い、所定の一部負担金を領収したことを証明します。

年 月 日

(印)

所在地

処方せん発行医療機関等の名称 (この欄は、保険薬局で記入)	医療機関等 開設者氏名 電話番号
処方せん発行医療機関番号	

(名称)局
料金後納
郵便

郵便はがき

福 祉 医 療 費 決 定 通 知 書

津市指令（記号番号）
年 月 日

(氏 名) 様

津市長（氏 名）

さきに申請のありました福祉医療費の助成について審査の結果、次のとおり決定しましたので、津市福祉医療費等の助成に関する条例第9条の規定により通知します。

[決定しました助成金は、あなたのお申出の次の口座へ振替の手続をしました。]

銀 行 名	預金種別	口座番号	名 義 人

※ 預金口座を解約されたときは、至急お知らせください。

診 療 年 月	医 療 区 分	医療機関・保険薬局等の名称	助 成 金 額
年 月			円
年 月			円
年 月			円
年 月			円
年 月			円
年 月			円
年 月			円
件数	件	助成決定額	円

備 考 欄

福 祉 医 療 費 決 定 通 知 書

(住 所)

(氏 名) 様

津市（名称）部（名称）課（名称）担当
電話

●御案内は、内側にあります。ここからゆっくりとはがして御覧ください。



福祉医療費助成申請却下決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった福祉医療費の助成については、津市福祉医療費等の助成に関する条例第9条の規定により、次の理由により却下しましたので通知します。

（理由）

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 15 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 51 号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 158 条第 1 項」の次に「又は第 158 条の 2 第 1 項」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（市税の収納の事務の委託基準）

第 16 条の 2 令第 158 条の 2 第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 収納の事務に関し、十分な知識及び実績を有すること。
- (2) 収納の事務を確実に履行でき、かつ、経営状況が健全であること。
- (3) 収納の状況を正確に記録し、遅滞なく市長に報告できること。
- (4) 収納した現金を安全かつ確実に管理し、市長が指定した日までに指定金融機関に払い込むことができる体制を有していること。
- (5) 個人情報に適正に管理できる体制を有すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 1 4 0 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 0 年 8 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 8 4 1 0 4 9	平成 2 0 年 4 月 1 日	平成 2 0 年 7 月 1 6 日
0 8 5 7 8 4 7	平成 2 0 年 4 月 1 日	平成 2 0 年 7 月 3 1 日
1 2 3 4 9 5 0	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 7 月 3 日
1 3 0 3 0 0 3	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 7 月 1 5 日
2 1 3 9 2 5 6	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 7 月 1 3 日
2 1 5 6 9 0 4	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 平成 2 0 年 5 月 1 日	平成 2 0 年 7 月 1 4 日
5 1 4 1 5 3 1	平成 2 0 年 4 月 1 日	平成 2 0 年 7 月 2 9 日
9 2 0 7 2 2 8	平成 1 9 年 1 2 月 4 日	平成 2 0 年 7 月 2 8 日

津市告示第 1 4 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 8 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 路線名 2 4 1 0 川方里中 2 0 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市川方町字里ノ内 397 番 1 地先から 津市川方町字里ノ内 395 番 18 地先まで	旧	2.2～5.5	38.0
津市川方町字里ノ内 397 番 1 地先から 津市川方町字里ノ内 395 番 18 地先まで	新	4.0	38.0

津市告示第 1 4 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 8 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
2 4 1 0	川方里中 2 0 号線	津市川方町字里ノ内 397 番 1 地先から	平成 20 年 8 月 12 日
		津市川方町字里ノ内 395 番 18 地先まで	

津市告示第 1 4 3 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 8 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 3 3 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
西丸之内ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日
平成 2 0 年 7 月 1 0 日及び 7 月 2 9 日から 3 0 日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）

津市建設部津北工事事務所補修担当

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市公告第 1 1 2 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 2 0 年 8 月 1 日

津市長 松 田 直 久

津市公告第 1 1 3 号

平成 2 0 年度津市職員採用試験（平成 2 1 年度採用予定）を次のとおり実施します。

平成 2 0 年 8 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職 種 等	採 定 用 人 予 員	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
事 務 職	若 干 人	(1) 学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成 2 1 年 3 月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院（修士課程）修了 昭和 5 2 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和 5 4 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒 昭和 5 6 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和 5 8 年 4 月 2 日以降出生の人
事 務 職 （身体障 がい者対 象）	一 人	事務職の学歴、免許等の要件を満たし、次のすべての条件を満たす人 (1) 自力による通勤が可能で、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人	○ 中学校卒 昭和 5 8 年 4 月 2 日以降平成 3 年 4 月 1 日までに出生の人

技（建築職）	若干人	(1) 学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成21年3月卒業（修了）見込みの人で、建築に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院（修士課程）修了 昭和52年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和54年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和56年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和58年4月2日以降出生の人
保育士	十九人程度	保育士（保母）資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は平成21年3月までに有する見込みの人	○ 昭和54年4月2日以降出生の人
技（清掃員等）	一人	中学校卒業以上の学歴を有する人	○ 昭和49年4月2日以降平成3年4月1日までに出生の人
技（調理員）	若干人	中学校卒業以上の学歴を有する人	○ 昭和49年4月2日以降平成3年4月1日までに出生の人
◎ 上記すべての職種に共通して、地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人、通勤可能な人及び活字印刷文による出題に対応できる人			

2 職務内容

職 種 等	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
事 務 職 (身体障がい者対象)	
技 術 職 (建 築)	建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務
保 育 士	児童福祉施設における児童の保育業務又は状況等により幼稚園等における幼児教育業務
技 能 員 (清 掃 員 等)	清掃、用務等の労務作業
技 能 員 (調 理 員)	学校、児童福祉施設等における給食業務

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、8月18日(月)から8月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書(受験票付き) ----- 1 通

※ 申込書及び受験票に同一の写真を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出することもできます(その場合、必ず両面印刷して提出してください。)。

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒 ----- 1 通 (郵送による申込書の提出の場合は2通)

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号(長さ：23cm、幅：12cm程度)

※ この返信用封筒により第1次試験に係る合否の通知(郵送による場合は、受験票及び第1次試験に係る合否の通知)を送付しますので、80円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(あて名の敬称は「様」)を記入してください。

ウ 事務職(身体障がい者対象)を受験する人は、身体障害者手帳(受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ)の写し ----- 1 通

(3) 提出方法

ア 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、8月29日(金)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先

津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課(本庁舎6階)

イ 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、8月29日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市総務部人事課あて

(4) その他

ア 上記(3)等にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(郵送による場合は、返信用封筒により返送)し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で9月8日(月)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・職場適応性検査・作文試験
事 務 職 (身体障がい者対象)	教養試験・職場適応性検査・作文試験
技 術 職 (建 築)	教養試験・職場適応性検査・専門試験
保 育 士	教養試験・職場適応性検査・専門試験
技 能 員 (清 掃 員 等)	教養試験・職場適応性検査・適性検査
技 能 員 (調 理 員)	教養試験・職場適応性検査・適性検査

(2) 試験の内容

試 験 科 目		試 験 の 内 容
教 養 試 験		職種に応じて必要な社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識及び能力について
職 場 適 応 性 検 査		職場における適応性についての択一式による筆記検査
作 文 試 験		課題に対する考え方、表現力・構成力等についての作文試験
専 門 試 験	技 術 職 (建 築)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
	保 育 士	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理、保育内容及び保健衛生に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
適 性 検 査	技 能 員 (清 掃 員 等)	技能員としての適応性を作業適性及び社会適性の両面から見るための択一式による筆記検査
	技 能 員 (調 理 員)	

※教養試験、専門試験〔技術職（建築）〕の試験問題は、高等

学校卒業程度です。

(3) 試験日

平成20年9月21日(日)

(4) 試験場所

津市立三重短期大学(津市一身田中野157番地)

(5) 結果発表

10月中旬ごろに受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験等(集団面接等)・・・保育士を除く全職種
実技試験(課題実技)・・・保育士

(2) 試験日

口述試験等(保育士を除く全職種)

・・・平成20年10月26日(日)

なお、状況により、他日にも試験を行う場合があります。

実技試験(保育士)・・・平成20年10月28日(火)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) 結果発表

11月中旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)・・・全職種

集団討議・・・事務職、事務職(身体障がい者対象)、技術職
(建築)

(2) 試験日

平成20年11月下旬

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

12月下旬ごろに第3次試験受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成21年4月1日に採用する予定です。

(2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与

(1) 初任給

職	種 等	初 任 給
事務職、事務職 (身体障がい者対象) 及び技術職(建築)	大学院(修士課程)修了	184,200円
事務職、事務職 (身体障がい者対象)、技術職(建築) 及び保育士	大学卒	169,500円
	短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)卒	154,400円
	高等学校卒等	144,500円
技能員(清掃員等) 及び技能員(調理員)[18歳の場合]		144,500円

(注) 新卒者等に係る平成20年4月1日付け採用者の初任給であ

り、採用前に給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

(2) 勤務場所

本庁、各総合支所、水道局等その他市の機関及び施設

(3) 休日

原則として、週休2日制（日曜日・土曜日）、国民の祝日に関する法律に規定されている休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

(6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異

動希望の有無、希望する部課を申告する自己希望調書を毎年12月に提出することができます。

イ 研修制度

「新規採用職員研修Ⅰ・Ⅱ」、「10年目職員研修」等の階層別研修、「法務能力研修」、「文書事務研修」、「契約事務研修」、「ITスキルアップ研修」等の実務研修や、「民法基礎・演習研修」、「接遇研修」、「政策課題研修」等の専門研修など様々な研修を実施しています。

1 1 その他

この試験の詳細については、津市総務部人事課（本庁舎6階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることはできません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等

に關与する担当副参事（課長級）、担当参事（部次長級）及び担当理事（部長級）が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第 1 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 8 月 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 0 年 7 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居東鷹跡町 8 7 - 2 の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居野村町 4 2 0 - 9
株式会社川崎ハウジング
代表取締役 加藤 正一

津市公告第 1 1 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 0 年 8 月 8 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 1 1 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 0 年 8 月 8 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 8 月 6 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 8 月 1 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町浜田	雑種	白	メス	中	9 1 日 以上	負傷犬 (臀部)
2	津市 藤方	R・レト リバー	黒	メス	大	9 1 日 以上	赤い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 1 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 0 年 8 月 8 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 8 月 7 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 8 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町多門	柴犬	茶	オス	中	9 1 日 以上	黒茶の首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 1 8 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 0 年 8 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 8 月 8 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 8 月 1 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 高野尾町	雑種	白茶黒	メス	中	9 1 日 以上	青い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 1 9 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 0 年 8 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 8 月 1 1 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 8 月 1 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 野田	雑種	白茶	メス	中	9 1 日 以上	負傷犬 白内障

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 2 0 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

平成 2 0 年 8 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 専門分野

福祉の視点を持つ居住・施設計画

2 担当科目

住生活論、居住計画論、居住福祉論、住生活設計Ⅰ・Ⅱ及び演習

3 採用職

教授、准教授又は講師

4 採用人員

1 人

5 応募資格

- (1) 福祉の視点を持つ居住・施設計画の分野に関する博士の学位を有する者、若しくはそれに準じる業績を有する者。
- (2) 一級建築士資格を有する者が望ましい。なお、採用後は津市またはその周辺等に居住できること。

6 採用予定日

平成 2 1 年 4 月 1 日（水）

7 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。

8 面接日

平成 2 0 年 1 2 月 1 3 日（土）（面接予定者には、1 1 月 2 7 日（木）又は 1 1 月 2 8 日（金）に電話若しくは電報で連絡する。交通費は支給しない。）

面接を受ける者は、面接時に健康診断書を提出すること。

9 選考方法

本学教授会において、審議のうえ決定する。

1 0 応募締切

平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日（金）（午後 5 時までに必着のこと。）

1 1 提出書類

- (1) 応募書類一覧表
- (2) 履歴書（写真をはり付け、連絡先を明記すること。）
- (3) 研究業績及び実務実績一覧表（実務実績がある場合は、研究業績と区分すること。）
- (4) 主な著書、論文及び実務実績等の別刷り、又はその写し 5 点以内
- (5) 研究業績及び実務業績のうち主要なもの 3 点以内の概要（各 1, 0 0 0 字～2, 0 0 0 字程度）
- (6) 教育及び研究に関する抱負（1, 0 0 0 字程度）
- (7) 研究指導者等の推薦状（任意）

1 2 書類提出先

〒5 1 4－0 1 1 2

三重県津市一身田中野 1 5 7 番地

三重短期大学学長あて

（封筒の表に、「憲法専任教員応募書類在中」と朱書きすること。）

1 3 その他

この応募の詳細については、三重短期大学事務局までお問い合わせください。

電話（0 5 9－2 3 2－2 3 4 1）

F A X（0 5 9－2 3 2－9 6 4 7）

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

津市公告第 1 2 1 号

津市市税コンビニエンスストア収納代行業務委託に係る業者選定について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告します。

平成 2 0 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 委託する業務の名称

津市市税コンビニエンスストア収納代行業務

2 委託する業務の内容

コンビニエンスストアで収納した市税を取りまとめの上、市に払い込み、当該収納に関するデータを市に提供する業務

3 参加資格要件

- (1) 本市競争入札参加資格者名簿に登録しているか、又は、本市において公金収納業務の実績があること。
- (2) 津市会計規則（平成 1 8 年津市規則第 4 2 号）第 1 6 条の 2 に定める規準に適合していること。
- (3) 業務を健全かつ効率的に遂行でき、安定的な経営基盤を有すること。
- (4) 津市内に店舗展開している全てのコンビニエンスストア及び全国を営業エリアとしているコンビニエンスストアの本部と提携し、その直営店及びフランチャイズ契約店舗を取扱店としていること。
- (5) 個人情報の保護について、関係法令等を遵守し公金収納業務の安全かつ安定的な運用が将来に渡り確保できることを具体的に提示できること。また、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の認証又はこれに類する認証を取得していること。
- (6) 収納データ運用体制について、既にシステムが構築され運用されており、収納から津市への払込みまでの状況を正確に記録し、その記録を提出することができ、収納した現金を津市が指定した日までに指定金融機関に払い込むことができること。
- (7) 緊急時の対応について、事故等発生時における受託者とコンビニエンスストア本部の体制が整備されており、必要に応じて直ちに津市政策財務部収税課へ担当者を派遣できること。
- (8) 準備期間の協力体制について、収納業務及び関連システムにそれぞれ専任の人員を配置できること。

- (9) 津市が行う定期及び臨時検査について、入金された収納金の出入金関係帳簿の提示及び保管されている領収済通知書（納付済通知書）及び原符の検査に対して、速やかな協力体制が確立されていること。
- (10) 受託者は、取扱店において収納された市税を津市に払い込む一義的な債務を負い、受託者の破綻リスクに対して、履行保証保険の締結等により公金の安全管理策を講じていること。

4 業務の仕様

別紙1「津市市税コンビニエンスストア収納代行業務仕様書」のとおり。

5 提案書等様式の配布

津市政策財務部収税課整理担当(059-229-3135)にて配布、又は津市ホームページからダウンロード

6 企画提案書の提出要領

- (1) 企画提案は、各社1案とする。
- (2) 別紙2「事業概要書」及び別紙3「提案書」を各9部提出する。(A4版 ホッチキス止め、クロステープ止め等をせずに、丁合のままダブルクリップ等で合わせること。)
- (3) 本要領及び仕様書に対し質問がある場合には、ファックス又はEメールにて質問すること。

あて先 津市政策財務部収税課整理担当

ファックス番号 059-229-3331

Eメール 229-3135@city.tsu.lg.jp

質問締切 平成20年9月5日(金) 午後5時15分

- (4) 提出方法は、持参・郵送・宅配便とし、期限までに必着。

ア 提出期限 平成20年9月10日(水) 午後5時15分

イ 提出場所 津市 政策財務部収税課

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

(TEL 059-229-3135)

7 契約方法

提案書の内容を津市において評価し、受託者を選定する。契約予定事業者は津市が指定する期日までに見積書を提出し、見積書の内容を精査のうえ、津市と契約を締結します。

8 結果通知

平成20年10月上旬に書面にて合否の通知をします。

9 その他留意事項

- (1) 参加資格要件に該当しない者が提出した企画提案書については、審査を行いません。
- (2) 企画提案書作成等に係る費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。また、提出期限後の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- (4) 企画提案の審査は書面により行います。
- (5) 本業務の実施は、平成21年度予算成立を条件とします。

津市市税コンビニエンスストア収納代行業務委託業者選定実施要領

平成21年度から実施予定の市税のコンビニエンスストアでの収納事務の委託にあたり受託者（収納代行業者）をプロポーザルにより選定する。

1 委託する業務の名称

津市市税コンビニエンスストア収納代行業務

2 委託する業務の内容

コンビニエンスストアで収納した市税を取りまとめの上、津市に払い込み当該収納に関するデータを市に提供する業務

3 企画提案の参加資格要件

受託者選定の参加資格条件は次のとおりとする。

- (1) 津市競争入札参加資格者名簿に登録しているか、又は、津市において公金収納業務の実績があること。
- (2) 津市会計規則（平成18年津市規則第42号）第16条の2に定める基準に適合していること。
- (3) 業務を健全且つ効率的に遂行でき、安定的な経営基盤を有すること。
- (4) 津市内に店舗展開している全てのコンビニエンスストア及び全国を営業エリアとしているコンビニエンスストアの本部と提携し、その直営店及びフランチャイズ契約店舗を取扱店としていること。
- (5) 個人情報の保護について、関係法令等を遵守し公金収納業務の安全かつ安定的な運用が将来に渡り確保できることを具体的に提示できること。また、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証又はこれに類する認証を取得していること。
- (6) 収納データ運用体制について、すでにシステムが構築され運用されており、収納から津市への払込みまでの状況を正確に記録し、その記録を提出することができ、収納した現金を津市が指定した日までに指定金融機関に払い込むことができること。
- (7) 緊急時の対応について、事故等発生時における受託者とコンビニ本部の体制が整備されており、必要に応じて直ちに津市政策財務部収税課へ担当者を派遣できること。
- (8) 準備期間の協力体制について、収納業務及び関連システムにそれぞれ専任の人員を配置できること。
- (9) 津市が行う定期及び臨時検査について、入金された収納金の出入金関係帳簿の提示及び保管されている領収済通知書（納付済通知書）及び原符の検査に対して、速やかな協力体制が確立されていること。

- (10) 受託者は、取扱店において収納された市税を津市に払い込む一義的な債務を負い、受託者の破綻リスクに対して、履行保証保険の締結等により公金の安全管理策を講じていること。

4 業務仕様

別紙1「津市市税等コンビニエンスストア収納代行業務仕様書」のとおり。

5 企画提案書の提出要領

- (1) 企画提案は、各社1案とする。
- (2) 別紙2「事業概要書」及び別紙3「提案書」を各9部提出する。(A4版ホッチキス止め、クロステープ止め等をせずに、丁合のままダブルクリップ等で合わせること。)
- (3) 本要領及び仕様書に対し質問がある場合には、ファックス又はEメールにて質問すること。

あて先 津市政策財務部収税課整理担当

ファックス番号 059-229-3331

Eメール 229-3135@city.tsu.lg.jp

質問締切 平成20年9月5日(金) 午後5時15分

- (4) 提出方法は、持参・郵送・宅配便とし、期限までに必着。

ア 提出期限 平成20年9月10日(水) 午後5時15分

イ 提出場所 津市 政策財務部収税課

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

(TEL 059-229-3135)

6 契約方法

提案書の内容を津市において評価し、受託者を選定する。

受託者は津市が指定する期日までに見積書を提出し、見積書の内容を精査のうえ、津市と契約を締結する。

7 結果通知

平成20年10月上旬に書面にて合否の通知をする。

8 その他留意事項

- (1) 参加資格要件に該当しない者が提出した企画提案書については、審査を行わない。
- (2) 企画提案書作成等に係る費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。また、提出期限後の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (4) 企画提案の審査は書面のみ行う。
- (5) 収納代行業務委託契約の締結は平成21年4月1日とする。

津市市税コンビニエンスストア収納代行業務仕様書

コンビニエンスストアにおける市税の収納代行業務の基本仕様は次のとおりとする。

1 業務の実施時期 平成 21 年度

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託者 市が委託した収納代行業者を言う。
- (2) コンビニ コンビニエンスストアを言う。
- (3) コンビニ本部 受託者が提携するコンビニチェーン本部を言う。
- (4) 取扱店 コンビニ本部の直営店舗及びフランチャイズ契約の店舗を言う。
- (5) 速報データ 取扱店で収納時に直ちに送信される収納データをいう。
- (6) 確報データ 領収済通知書と払込みに係る収納金の金額を照合の上、確定した収納データを言う。
- (7) 速報取消データ 速報データを取り消すために送付されるデータを言う。

3 事前準備及び作業について

契約期間前においても、委託業務実施に向けた事前準備作業に協力するものとする。ただし、収納データ受信用端末、OS、接続ターミナルアダプタについては、受託者の指示の下、津市において用意する。

4 対象となる市税

平成 21 年度は津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）に規定する軽自動車税とする。ただし、平成 22 年度以降、同条例に規定する市民税及び固定資産税についても取り扱う。

5 収納事務に係る委託料

委託料は受託者の正当な請求に基づき、月ごとに受託者から請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

6 基本仕様

- (1) 納付書の様式は、単票型 OCR 併記 4 連式納付書とし、左から領収済通知書（コンビニ本部保管）、納入書（取扱店保管）、領収証書及び納税証明書（納付者保管）とする。

- (2) バーコードの規格は、流通コードセンター『UCC／EAN－128による標準料金代理収納ガイドライン』に定めるEAN－128（44桁）を使用するものとし、自由使用欄のうち18桁以上を津市が使用できること。
- (3) 収納データの伝送仕様については、次のとおりとする。
- ア 公衆回線(ISDN)を用い、パソコン（OSはWindowsXP）を使用するため、これに対応できる伝送方式を採用していること。
 - イ 伝送方式は、全銀TCP／IP手順を基本とするが、それ以上の強固なセキュリティを確保した方式であればよい。
 - ウ 財団法人 流通システム開発センター 流通コードセンター『UCC／EAN－128による標準料金代理収納ガイドライン』に定める標準伝送フォーマットに準拠する。
- (4) 収納データの取得方法
- ア 受託者は各コンビニ本部から送信された収納情報を取りまとめ、市あて配信データを作成し、当課が受信可能な状態で保存する。
 - イ 市は収税課内に設置した受信用端末からダイヤルアップ接続により受託者に接続し、伝送により収納データを取得する。
 - ウ 回線の不通等及び受信用端末の不具合等により伝送での収納データの取得ができないときは、市が指定する磁気媒体により収納データを配信日当日中に提供することが可能であること。
- (5) 収納データ及び収納金払込の日程
- ア 速報データは、収納日ごとの1日単位とし、送付日は収納日の翌日（市の閉庁日にあたるときは最初の開庁日）
 - イ 確報データは、原則5日間を1単位として取りまとめ、取りまとめ締め日の翌営業日以内の速やかな時期に配信する。ただし、年末年始その他特別の事情がある場合はこの限りでない。
 - ウ 速報取消データは、事由発生後速やかに配信する。
 - エ 確報データ配信日翌日までに、当該確報データにおける収納金を、市が指定する金融機関へ払い込む。
- (6) 取扱店における市税の受領
- ア 来店者が持参した納付書の領収済通知書に付されたバーコードの情報をバーコードスキャナで読み取った上で、その情報に基づき現金を領収する。
 - イ バーコードスキャナでの読み取りに代え、レジスターキーによりバー

コードを入力してはならない。

ウ 次に掲げる納付書は取り扱いしない。

(ア) バーコードが表示されていないもの

(イ) 汚損、有効期間経過等の理由により、バーコードの情報を読み取ることができないもの

(ウ) 税額、バーコード等の表示内容に改ざんが認められるもの

エ 来店者が納付書を持参しない場合又は使用することのできない納付書を持参した場合は、市税を収納できない旨を告げること。

オ 納付書に誤って領収印を押印したときは、その領収印を無効であることを明確にする措置をとり、来店者に返還する。

カ 領収証書に収入印紙は貼付しない。(印紙税法第5条第1項)

キ 確報送信後は、いかなる理由がある場合でも、取扱店より納税者に受領した現金の返還は行わないこと。

(7) 領収済通知書については、各コンビニ本部において収納日ごとに整理し、領収日付印の日の属する年度の翌年度から起算して5年以上、納付書については、取扱店において収納日ごとに整理し、その日から3ヶ月以上保管するものとする。

(8) 秘密の保持

ア 受託者及び各コンビニ本部並びに取扱店は、市の機密に関する事項及び収納情報の納税者の個人情報に関する事項は、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約期間終了後においても決して他に漏らしてはならない。

イ 受託者及び各コンビニ本部並びに取扱店は、収納事務に関する各種情報を善良なる管理者の下、保管するものとし、他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受託者及び各コンビニ本部並びに取扱店は、市から指示又は許可された場合を除き、収納情報を複写し、又は複製してはならない。

エ 受託者及び各コンビニ本部並びに取扱店は、収納情報等の保管及び搬送に当たり、紛失、毀損、盗難又は他目的利用がないように、必要かつ適切な措置を講じた場所で保管するとともに、確実に管理しなければならない。

オ 電子記録媒体を用いて保管及び処理を行う場合においては、収納情報等保護の徹底が図られるようシステムを構築するとともに、管理上の措

置を講じなければならない。

カ 受託者及び各コンビニ本部並びに取扱店は、収納事務の履行に当たって発生した収納情報に関する一切の資料（保存期間の終了した領収済通知書及び納付書を含む。）を廃棄する場合には、焼却、溶解等の確実な方法により収納情報等を読み取り不可能な状態にしなければならない。

キ 受託者及び各コンビニ本部並びに取扱店は、収納情報等を電子記録媒体を用いて管理している場合は、その電子記録媒体の廃棄又は転売若しくは譲渡（リース等の場合は返却）を行うに当たり、電子記録媒体に記録されている収納情報を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

- (9) 事故発生時の対応について、各コンビニ本部並びに取扱店において、津市市税の収納事務の履行に際して、事故が発生したときは、受託者より直ちに収税課に報告し、指示を受けなければならない。

7 収納金の保全措置

受託者は、収納金の保全のための適切な措置をとるものとする。

8 検査

受託者は、地方自治法施行令第158条の2第3項に基づき、津市会計管理者の検査を受けなければならない。

事業概要書

法人名称			
代表者職氏名	⑩		
本店所在地			
津市を業務区域とする支店等	名称		
(本店管轄の場合省略)	支配人等職氏名		
	所在地		
資本金			
設立年月日			
従業員数	平成 2 0 年 4 月 1 日現在 人		
官公庁からの受託実績額	平成 1 9 年度		千円
	平成 1 8 年度		千円
	平成 1 7 年度		千円
該当する事項の□にチェックを入れて下さい。 ☐ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第167条の 4 の規定に該当する者ではありません。 ☐ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第167条の 4 の規定に該当する者です。			
直近 3 事業年度の経常利益	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	千円	
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	千円	
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	千円	
直近 3 事業年度の当期純利益	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	千円	
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	千円	
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	千円	
担当者職氏名		TEL	

別紙 3

平成 2 0 年 月 日 提出

コンビニ収納代行事務の委託に係る委託事業者選定

提 案 書

提案会社名

別紙 3

提 案 書

区分			仕様等	提案内容
概要	1	経営状況及び財務状況	(1) 売上高 (2) 自己資本額 (3) 営業年数 (4) 従業員数 (5) 自己資本比率 (6) 流動比率	平成 年 月 日決算期分
	2	提携コンビニエンスストア	津市内に店舗展開している全てのコンビニエンスストア及び全国又は首都圏を営業エリアとしているコンビニエンスストア	

区 分			仕 様 等	提 案 内 容
業 務 内 容	3	準備期間の協力体制	収納及び関連システムにそれぞれ専任の人員を配置できる	
	4	通常業務における窓口	通常業務時の津市用窓口となる部署及びその所在地	
	5	事故等の緊急時における連絡体制	事故等発生時、コンビニとの体制が整備されており、必要に応じ市収税課へ担当者を派遣できること。	
	6	収納データの伝送方式	全銀TCP／IP手順により市が収納データを取得することができる。	
	7	伝送トラブルにおけるバックアップ体制	伝送トラブルが生じた場合でも、収納データを取得（磁気媒体によることも可）することができる。	
仕 様 水 準	8	バーコード自由使用欄	バーコードの規格がEAN－128（44桁）であり、自由使用欄を18桁以上確保することができる。	

区 分			仕 様 等	提 案 内 容
経 費	9	基本経費	(1) 収納 1 件当たりの取扱料金 (2) 1 か月の基本料金 (3) その他の経費	
	10	収納金の振込手数料	収納金の振込手数料	
	11	準備期間経費	準備期間に係る経費	
	12	臨時経費	取扱税目を追加したときに係る経費	
公 金 の 保 全	13	収納金の払込スケジュール	遅くともコンビニエンスストアにおいて市税を収納した日の翌日から起算して 8 日目（土曜、日曜及び休日は不算入）までに払込むことができる。	
	14	収納金の払込方法	収納金の払込方法は、振込又は市指定の払込書による払込が可能	
	15	収納金の取りまとめ	収納金の振込は、各コンビニ収納分を取りまとめた振込が可能	
	16	収納金の払込場所	払込書で払い込む場合、指定金融機関（百五銀行）で払い込むことができる。	
	17	コンビニエンスストアに事故等が生じた場合の収納金の保護対策	コンビニエンスストアの経営状況を常に把握しており、収納金の保全のための対策が講じられている。	
	18	自社における収納金の保護対策	収納金の保全のために適切な措置をとる。	

区 分			仕 様 等	提 案 内 容
個人 情報 保護	19	情報管理体制	業務上知り得た個人情報等各種情報の保管、加工、搬送に当たり、紛失、毀損、盗難又は目的外利用がないように、また、電子記録媒体を用いて保管及び処理を行う場合において、情報保護の徹底が図られるようなシステムを構築するなど管理上の措置を講じること。	
	20	データの管理	領収済通知書を収納日ごとに管理し、領収印の日付の属する年度から5年間保存することが出来る。また、速報、確報、取消データは作成日から3ヶ月保管し、その後は焼却、溶解等の確実な方法により読み取り不可能な状態で廃棄すること。	
その他	21	上記以外の提案事項	独自に工夫していることがあれば記入。	

提案書記入要領

区 分			仕 様 等	提 案 内 容
概 要	1	経営状況及び財務状況	(1) 売上高 (2) 自己資本額 (3) 営業年数 (4) 従業員数 (5) 自己資本比率 (6) 流動比率	直近の事業年度決算期における状況を記載する。 このほか、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付する。 (IR用のパンフレット等でも可)
	2	提携コンビニエンスストア	津市内に店舗展開している全てのコンビニエンスストア及び全国又は首都圏を営業エリアとしているコンビニエンスストア	本業務で利用可能なコンビニエンスストア名を全て記載する。

提案書記入要領

区 分			仕 様 等	提 案 内 容
業務内容	3	準備期間の協力体制	収納及び関連システムにそれぞれ専任の人員を配置できる	準備期間中の体制、コンビニ本部との調整、システムテスト等において人員の派遣の有無等を記載する。
	4	通常業務における窓口	通常業務時の津市用窓口となる部署及びその所在地	業務受託後の窓口となる部署名及びその所在地を記載する。
	5	事故等の緊急時における連絡体制	事故等発生時、コンビニとの体制が整備されており、必要に応じ市収税課へ担当者を派遣できること。	連絡体制、対応の流れ等を記載する。 また、対応不可能な日及び時間帯があれば記載すること。
	6	収納データの伝送方式	全銀TCP/IP手順により市が収納データを取得することができる。	仕様以外でもより強固にセキュリティを確保できるものがあれば、その伝送方式を提案することも可。
	7	伝送トラブルにおけるバックアップ体制	伝送トラブルが生じた場合でも、収納データを取得（磁気媒体によることも可）することができる。	伝送にトラブルが生じた場合の対応について、具体的に記載する。
仕様水準	8	バーコード自由使用欄	バーコードの規格がEAN-128（44桁）であり、自由使用欄を18桁以上確保することができる。	使用可能桁数を記載する。

提案書記入要領

区 分			仕 様 等	提 案 内 容
経 費	9	基本経費	(1) 収納1件当たりの取扱料金 (2) 1か月の基本料金 (3) その他の経費	初年度取扱見込件数 14,000件 (1)・(2)以外で経常的に係る経費を全て記載する。
	10	収納金の振込手数料	収納金の振込手数料	収納金を市へ振り込みにより払い込む場合、これに係る手数料の市負担の要否を記載する。
	11	準備期間経費	準備期間に係る経費	平成20年度中に必要な経費を全て記載する。
	12	臨時経費	取扱税目を追加したときに係る経費	取扱税目を追加する場合に係る経費を記載する。
公 金 の 保 全	13	収納金の払込スケジュール	遅くともコンビニエンスストアにおいて市税を収納した日の翌日から起算して8日目（土曜、日曜及び休日は不算入）までに払込むことができる。	標準的なスケジュール表を任意様式により提出する。
	14	収納金の払込方法	収納金の払込方法は、振込又は市指定の払込書による払込が可能	収納金の市への払込方法を記載する。
	15	収納金の取りまとめ	収納金の振込は、各コンビニ収納分を取りまとめた振込が可能	各コンビニの収納金を取りまとめて市へ一括で払い込むか、各コンビニから市へ払い込むかの別を記載する。
	16	収納金の払込場所	払込書で払い込む場合、指定金融機関（百五銀行）で払い込むことができる。	収納金の払い込みを払込書（納付書）で行う場合、百五銀行津市役所出張所へ払い込みできるか否か記載する。
	17	コンビニエンスストアに事故等が生じた場合の収納金の保護対策	コンビニエンスストアの経営状況を常に把握しており、収納金の保全のための対策が講じられている。	提携コンビニエンスストアの経営破綻等の際の収納金の保護対策について記載する。
	18	自社における収納金の保護対策	収納金の保全のために適切な措置をとる。	自社の経営破綻等の際の収納金の保護対策について記載する。

提案書記入要領

区 分			仕 様 等	提 案 内 容
個人情報保護	19	情報管理体制	業務上知り得た個人情報等各種情報の保管、加工、搬送に当たり、紛失、毀損、盗難又は目的外利用がないように、また、電子記録媒体を用いて保管及び処理を行う場合において、情報保護の徹底が図られるようなシステムを構築するなど管理上の措置を講じること。	個人情報等の保護対策の具体的な取り組み内容について記載する。 また、情報保護に関する認証を取得している場合は記載する。
	20	データの管理	領収済通知書を収納日ごとに管理し、領収印の日付の属する年度から5年間保存することが出来る。また、速報、確報、取消データは作成日から3ヶ月保管し、その後は焼却、溶解等の確実な方法により読み取り不可能な状態で廃棄すること。	領収済通知書の保管方法及び廃棄方法について、具体的に記載する。
その他	21	上記以外の提案事項	独自に工夫していることがあれば記入。	仕様以外に特に提案する内容があれば記載する。

津市選挙管理委員会告示第42号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、中勢用水土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 選挙期日 | 平成20年8月18日 |
| 2 | 投票の時間 | 午前9時00分から午後5時00分 |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 第一選挙区(旧津市) 41名
第二選挙区(亀山市) 1名
第三選挙区(津市河芸町) 12名
第四選挙区(津市芸濃町) 29名
第五選挙区(津市安濃町) 27名 |

津市選挙管理委員会告示第43号

平成20年8月18日執行の中勢用水土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第一選挙区		田村 宗博
第二選挙区		肥田 岩男
第三選挙区		別所 千万男
第四選挙区		鈴木 宗男
第五選挙区		山下 悦司

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第一選挙区		杉井 輝男
第二選挙区		草川 萬亀夫
第三選挙区		平松 卓美
第四選挙区		河戸 和治
第五選挙区		中林 長次

津市選挙管理委員会告示第44号

平成20年8月18日執行の中勢用水土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

選挙立会人

選挙区	住 所	氏 名
第一選挙区		奥山 久郎
		佐脇 功
第二選挙区		丸橋 哲雄
		岩間 紀春
第三選挙区		岡 克美
		須田 純正
第四選挙区		横山 嘉延
		新開 國太郎
第五選挙区		内藤 孝
		川治 正則

津市選挙管理委員会告示第45号

平成20年8月18日の中勢用水土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

掲示場	第一選挙区	中勢用水土地改良区事務所
	第二選挙区	亀山市役所
	第三選挙区	津市河芸庁舎
	第四選挙区	津市芸濃庁舎
	第五選挙区	津市安濃庁舎

津市選挙管理委員会告示第46号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、大里土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 選挙期日 | 平成20年8月18日 |
| 2 | 投票の時間 | 午前9時00分から午後6時00分 |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 第1選挙区 14人
第2選挙区 10人
第3選挙区 3人
第4選挙区 5人
第5選挙区 2人
第6選挙区 2人 |

津市選挙管理委員会告示第47号

平成20年8月18日執行の大里土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		赤塚 實
第2選挙区		伊藤 茂
第3選挙区		宮村 博
第4選挙区		辻 忠三
第5選挙区		宮崎 詔夫
第6選挙区		近澤 重之

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		草深 芳建
第2選挙区		中川 悟
第3選挙区		岡 忠宏
第4選挙区		藤井 健二
第5選挙区		宮崎 修
第6選挙区		川北 健兒

津市選挙管理委員会告示第48号

平成20年8月18日執行の大里土地改良区総代会総代選挙における選挙立
会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295
号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

選挙立会人

選挙区	住 所	氏 名
第 1 選挙区		赤塚 勝美
		草深 昭一
第 2 選挙区		米澤 宏
		村田 勝治
第 3 選挙区		岡 嘉治
		若林 實
第 4 選挙区		鹿間 久雄
		後藤 定男
第 5 選挙区		音部 正男
		稲垣 正
第 6 選挙区		田村 善嗣
		小柴 春子

津市選挙管理委員会告示第49号

平成20年8月18日の大里土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成20年8月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

掲示場	第1選挙区	津市大里出張所
	第2選挙区	津市大里出張所
	第3選挙区	津市大里出張所
	第4選挙区	津市大里出張所
	第5選挙区	津市大里出張所
	第6選挙区	津市大里出張所

津市選挙管理委員会告示第50号

平成20年8月18日執行の大里土地改良区総代会総代選挙における選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年8月13日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

辞任する者	新たに選任する者
藤井 健二	後藤 定男

津市水道局告示第 16 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
ベンリサービス渡辺	津市美杉町下之川 2 0 0 6 番地 3	平成 2 0 年 7 月 2 9 日

津市水道局告示第 17 号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水装置工事の事業を休止したので、
津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14
号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	休止年月日
フジタ電化住設	度会郡玉城町妙法寺 6 2 3 番地 1	平成 20 年 7 月 3 日

津市水道局公告第4号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年8月11日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年8月11日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第35号 公共下水道事業に伴う津興ほか3町地内配水管移設工事（仮設及び本設）				
工 事 場 所	津市 津興ほか3町 地内				
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ 150mm L = 47.4m 仕切弁設置工 φ 75mm N = 7箇所 配水管布設工 D I P φ 100mm L = 215.3m 仕切弁設置工 φ 50mm N = 12箇所 配水管布設工 D I P φ 75mm L = 113.3m 不断水仕切弁設置工 φ 150mm N = 1箇所 配水管布設工 P P φ 50mm L = 229.0m 不断水仕切弁設置工 φ 75mm N = 2箇所 仕切弁設置工 φ 100mm N = 3箇所 舗装本復旧工 A = 1026m ²				
工 期	契約締結の日から 平成21年2月27日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店（本社）			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A 1・A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】河芸・美里	【格付】A 1・A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又はそれと同等以上の者（専任配置）		
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）			
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL 059(293)6100			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）			
	提 出 期 限	平成20年8月25日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年8月28日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	31,164,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年8月11日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第38号 栗真小川町及び河芸町中瀬地内配水管布設工事				
工 事 場 所	津市 栗真小川町及び河芸町中瀬 地内				
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ200mm L=205.1m 仕切弁設置工 φ75mm N=3箇所 配水管布設工 D I P φ100mm L=74.5m 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所 配水管布設工 D I P φ75mm L=109.2m 不斷水仕切弁設置工 φ200mm N=1箇所 仕切弁設置工 φ200mm N=4箇所 不斷水仕切弁設置工 φ100mm N=2箇所 仕切弁設置工 φ100mm N=2箇所 舗装本復旧工 A=490m ²				
工 期	契約締結の日から 平成21年1月30日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店（本社）			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）		
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）			
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL 059(293)6100			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）			
	提 出 期 限	平成20年8月25日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年8月28日 午前10時15分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	21,149,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年8月11日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成20年度 工務第40号 美里ホームランド配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 稲葉町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ100mm L=422.0m 消火栓設置工 単口地下式 N=2箇所 配水管布設工 D I P φ75mm L=168.6m 舗装本復旧工 A=2985m ² 仕切弁設置工 φ100mm N=10箇所 仕切弁設置工 φ75mm N=1箇所 仕切弁設置工 φ50mm N=7箇所			
工 期	契約締結の日から 平成21年1月19日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店（本社）		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又はそれと同等以上の者（専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL 059(293)6100		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提 出 期 限	平成20年8月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年8月28日 午前10時30分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	31,377,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年8月11日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成20年度工務第39号 公共下水道事業に伴う久居小野辺町地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 久居小野辺町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ150mm L=3.9m 仕切弁設置工 φ100mm N=2箇所 配水管布設工 D I P φ100mm L=117m 仕切弁設置工 φ75mm N=14箇所 配水管布設工 D I P φ75mm L=456.9m 仕切弁設置工 φ50mm N=13箇所 配水管布設工 P P φ50mm L=699.1m 不断水仕切弁設置工 φ100mm N=1箇所 仕切弁設置工 φ150mm N=1箇所 不断水仕切弁設置工 φ75mm N=3箇所			
工 期	契約締結の日から 平成21年2月27日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店（本社）		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又はそれと同等以上の者（専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL 059(293)6100		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提 出 期 限	平成20年8月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年8月28日 午前10時45分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	37,737,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年8月11日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第28号 公共下水道事業及び中勢沿岸流域下水道事業に伴う白山町二本木及び白山町川口地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 白山町二本木及び白山町川口 地内				
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ150mm L=66.5m 仕切弁設置工 φ50mm N=3箇所 配水管布設工 D I P φ100mm L=5.3m 不断水仕切弁設置工 φ300mm N=1箇所 配水管布設工 P P φ50mm L=46.8m 不断水仕切弁設置工 φ150mm N=2箇所 仕切弁設置工 φ150mm N=1箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm N=1箇所 仕切弁設置工 φ100mm N=1箇所				
工 期	契約締結の日から 平成20年11月28日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店（本社）			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】白山	【格付】B・A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）		
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）			
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL 059(293)6100			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）			
	提 出 期 限	平成20年8月25日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年8月28日 午前11時00分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	10,729,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年8月11日		工 事 担 当 課	浄水課
工 事 名	平成20年度 工務第29号 半田P.C配水池電気設備工事			
工 事 場 所	津市 半田ほか2町		地内	
工 事 概 要	受電設備の設置（引込開閉器盤（1φ3線式）ほか附帯設備） 1式 設置機器の試験・調整工 1式 運転操作設備の設置（緊急遮断弁制御盤ほか附帯設備） 1式 計装設備の設置（配水池水位計ほか附帯設備） 1式 監視制御設備の設置（計装・テレメータ盤ほか附帯設備） 1式 配水池の建築附帯設備の設置（照明分電盤及び照明設備ほか） 1式			
工 期	契約締結の日から 平成21年3月18日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店（本社）又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	工事種別	過去5年間に於いて官公庁等が発注した工事で、元請として上水道施設の電気設備（動力盤、制御盤、監視盤）の製作又は据付の実績を有する者であること。	
		上水道施設電気		
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級電気工事施工管理技士又はそれと同等以上の者（専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL 059(293)6100		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提 出 期 限	平成20年8月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年8月28日 午前11時15分 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	27,078,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年8月11日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成20年度工務第18号 半田P C配水池築造工事			
工 事 場 所	津市 半田		地内	
工 事 概 要	配水池築造工事 有効容量 V=565m ³ 1池 池内配管工事 DIP φ 200mm L=21.1m 池内配管工事 SUS300A L=1.4m 池内配管工事 DIP φ 150mm L=24.1m 池内配管工事 SUS200A L=16.3m 池内配管工事 DIP φ 75mm L=9.9m 池内配管工事 SUS150A L=10.1m 池内配管工事 DIP φ 300mm L=14.3m			
工 期	契約締結の日から 平成21年3月18日 まで			
発 注 業 種	水道施設			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店（本社）又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	工事種別	過去10年間に於いて官公庁等が発注した工事で元請として、上水道施設におけるプレストレストコンクリート製の配水池を築造した実績を有する者であること	
		配水施設		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年8月25日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL 059(293)6100		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提 出 期 限	平成20年8月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年8月28日 午前11時30分 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	142,736,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

津市消防本部公告第 1 号

平成 20 年度津市消防職員採用試験（平成 21 年採用予定）を次のとおり実施する。

平成 20 年 8 月 4 日

津市消防長 野 田 重 門

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職 種	採定 用人 予員	受 験 資 格		
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等	そ の 他
消 防 職	十 七 人 程 度	(1) 学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると消防長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成 21 年 3 月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人 (2) 消防長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院（修士課程）修了 昭和 52 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和 54 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和 56 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和 58 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 中学校卒 昭和 58 年 4 月 2 日以降平成 3 年 4 月 1 日まで出生の人	○ 通勤可能な人 ○ 身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障のない人 ○ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。 1 日本国籍を有しない人 2 地方公務員法第 16 条（欠格条項）の各号の一に該当する人
消防職（救急救命士）	一 人	消防職の学歴、免許等の要件を満たし、次の条件を満たす人 救急救命士法による救急救命士免許証を有する人又は平成 21 年 3 月までに有する見込みの人		

2 職務内容

火災・救急・救助等における災害対応業務及びその他消防行政に関し、隔日（24 時間）勤務又は日勤による職務に従事することになります。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、8 月 18 日（月）から 8 月 29 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市消防職員採用試験申込書（受験票付き） 1通

(ア) 申込書及び受験票に同一の写真を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。

(イ) 津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出することもできます（その場合、必ず両面印刷して提出してください。）。

記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒 1通（郵送による申込書の提出の場合は2通）

(ア) 返信用封筒のサイズは長形3号（長さ23cm、幅12cm程度）とします。

(イ) この返信用封筒により第1次試験に係る可否の通知（郵送による場合は、受験票及び第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、80円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して下さい。

(3) 提出方法

ア 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、8月29日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先

津市久居明神町2276番地 津市消防本部消防総務課（本部庁舎2階）

イ 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市消防職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、8月29日（金）午後5時15分までに津市消防本部消防総務課（本部庁舎2階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先

〒514-1101 津市久居明神町2276番地

津市消防本部消防総務課あて

(4) その他

ア 上記(3)等にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で9月8日（月）までに受験票が届かないときは、津市消防本部消防総務課（電話番号 059-254-0351）へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

- (1) 試験科目
教養試験、適性検査及び体力測定
- (2) 試験の内容

試験科目	試験の内容
教養試験	消防職員として必要な社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
適性検査	消防職員としての適応性についての択一式による筆記検査
体力測定	消防職員として必要な体力・運動能力の測定

(注) 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

- (3) 試験日時
平成20年9月21日(日) 午前10時から
- (4) 試験場所
津市立三重短期大学(津市一身田中野157番地)
- (5) 結果発表
10月中旬ごろに受験者全員に対し、可否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

- (1) 試験科目
口述試験(集団面接等)及び作文試験
- (2) 試験日
平成20年10月下旬
詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。
- (3) 試験場所
第1次試験の結果発表の際に通知します。
- (4) 結果発表
11月中旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、可否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

- (1) 試験科目
口述試験(集団討議)
- (2) 試験日
平成20年11月下旬
詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

- (3) 試験場所
第2次試験の結果発表の際に通知します。
- (4) その他
第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。
詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

- 12月下旬ごろに第3次試験受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者については、平成21年4月1日に採用する予定です。
- (2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

9 採用後の給与

(1) 初任給

職	種 等	初 任 給
消防職・消防職（救急救命士）	大学院（修士課程）修了	184,200円
	大学卒	169,500円
	短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	154,400円
	高等学校卒等	144,500円

（注）新卒者等に係る平成20年4月1日付け採用者の初任給であり、採用前に給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

ア 隔日（24時間）勤務の場合

午前8時30分から翌日午前8時30分まで

イ 日勤の場合

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 採用後約9か月間は、三重県消防学校で初任科教育訓練等を受けます。（全寮制）

- (2) 勤務場所
各消防署所及び消防本部
 - (3) 休日
 - ア 隔日（24時間）勤務の場合
4週間で8週休日となる変則勤務となります。
 - イ 日勤の場合
週休2日制（日曜日・土曜日）、国民の祝日に関する法律に規定されている休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
 - (4) 休暇
年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇
 - (5) 福利厚生
 - ア 健康診断
全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。
 - イ 健康保険等
三重県市町村職員共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。
 - ウ レクリエーション等
津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。
 - (6) 人事・研修制度
 - ア 自己申告制度
職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無等を申告する自己申告書を毎年提出します。
 - イ 研修制度
消防職員としての基礎を学ぶ初任科教育及び救急課程など三重県消防学校での研修及び火災、救急、救助等の実務研修や、法務能力研修、文書事務研修などの事務研修など様々な研修を実施しています。
- 1 1 その他
この試験の詳細については、津市消防本部消防総務課（本部庁舎2階）までお問い合わせください。
電話番号（059-254-0351）